

# 弁護士急増の司法アクセス政策上の意義

——法律事務所分布への影響を中心に——

濱 野 亮

- I はじめに
- II 法律事務所の分布と司法アクセス
- III 近年の弁護士急増
- IV 弁護士偏在への影響
- V 法律事務所分布への影響
- VI 司法アクセス政策面からの評価
- VII む す び

## I はじめに

本稿は、近年の弁護士数の大幅増加がもたらしているものについて、従来、あまり論じられてこなかった法律事務所分布への影響に論点を絞り、一般に公表されている統計的データに基づいて分析し、司法アクセス<sup>1)</sup>政策の視点から評価を試みる。

弁護士の地域分布や大都市偏在については、棚瀬（1987a）の分析を嚆矢として、法社会学者による研究がある（六本 2004: 118; 馬場 2011, 2014, 2017a; 高橋 2015; 濱野 近刊）。しかしながら、法律事務所の分布に焦点を絞った研究は行われてこなかった。

そこで、日本弁護士連合会が集約・公表している法律事務所の都道府県別分布状況とその 2005 年から 2015 年にかけての変化を示すデータを用いて、この弁護士急増期<sup>2)</sup>における法律事務所の地理的分布の変化を明らかにし、司法試

---

1) 司法アクセスの意味と諸論点については濱野（2018）参照。

験合格者数を大幅に増やす政策の意義を、司法アクセスの観点から検討する。公表されている統計的データに基づく探索的な性格の強い研究であるが、司法制度改革が掲げた法曹の大幅増員という目標が修正された今日、その当否を議論するための手がかりを得る上でも、公表する意義を有する研究であると考えている。

法律事務所の地理的分布に関しては、都道府県レベルだけでなく、都道府県内において、どのように分布しているか、とりわけ、裁判所周辺への集中傾向がどの程度緩和され、都道府県内の司法アクセス困難地域の状況が改善されているのかという論点が重要であるが、データの制約があり、今後の研究課題とする。

## II 法律事務所の分布と司法アクセス

司法アクセスの保障にとって、弁護士の地理的分布が重要な意味を持つことはよく論じられるが、法律事務所の分布の偏りは、弁護士分布と同程度に重要であるにもかかわらず、あまり分析されてこなかった。人々が訪れる場所としての法律事務所が、アクセスしやすい距離に存在しているのかは、弁護士の地理的分布よりも直接的に司法アクセスに関わっている。しかしながら、近年の弁護士急増が法律事務所の地理的分布にどのような影響を及ぼしているのかは学術的分析がされていない。

弁護士急増が、法律事務所数のどの程度の増加をもたらしているのか、また、事務所の地理的分布に、どのような変化をもたらしているのかを明らかにすることは、司法アクセス政策上、必要な作業である。例えば、仮に、弁護士数の急増が事務所数を増やす結果とならず、平均事務所規模（所属弁護士数）の増大のみをもたらしているとすれば、法サービスの高度化にはつながるとしても、一般市民や企業の司法アクセスの改善・向上という観点からは問題が残る。もちろん、司法アクセスの向上のためには、事務所数とその分布だけでなく、提供されるサービスの質が重要であることは言うまでもない。しかしながら、サービスの質を学術的に明らかにするデータを得ることは容易ではない。

---

2) 1990年代末以降の弁護士急増期における弁護士の地理的分布の変化に関しては、濱野（近刊）を参照。

他方、事務所数の変化とその都道府県別データは公表されており、かつ、司法アクセスの基本的条件としての重要性をもっている。

そこで、以下では、まず、近年の弁護士急増が弁護士の地理的分布にどのような影響を及ぼしているのかを概観し、次に、法律事務所の地理的分布への影響を明らかにする。地理的分布というとき、広域レベル、都道府県レベル、都道府県内の市町村レベルなど、いくつかの段階が考えられる。ここでは、利用できるデータの制約から都道府県レベルに焦点を絞り、補足的に広域レベルを扱う。

明治時代以来、日本の法律事務所は、裁判所周辺に集中する傾向が強いことは周知のところである（六本 1986: 297; 村山・濱野 2012: 46）。都道府県内の県庁所在地の中でも中心部（官庁街）への集中度が高い。大都市ですら、中心部から離れると司法過疎地があり（大都市内司法過疎）、いわんや中小都市や農村部では法律事務所は非常に少ない。日本弁護士連合会は、地方裁判所の支部単位で、当該管轄区内に弁護士が1名以下である地域（ゼロワン地域）を解消する政策を進めてきたが、ほぼ解消したため（日本弁護士連合会編著 2015: 216）、次の段階の司法過疎対策として、人口3万人以上で弁護士が存在しない市町村に法律事務所を設置する取り組みを2012年から開始している（林 2017: 228）。このように、一定規模以下の自治体には弁護士がほとんどいないケースが多いのである<sup>3)</sup>。もちろん、隣接した自治体（特に裁判所本庁・支部所在自治体）には、弁護士がある程度存在するのが通例であるが、車や公共交通機関での移動に長時間を要する場合も少なくなく、一般市民が気楽に足を運べない場合が多い。事務所が市民の身近に可視化されていないことのマイナスは大きい。

市町村レベルでの法律事務所の分布を明らかにし、近年の変化とその規定要因を分析する作業は今度の課題とし、本稿では、より基本的な分析として、都道府県レベルのデータを対象として分析する。

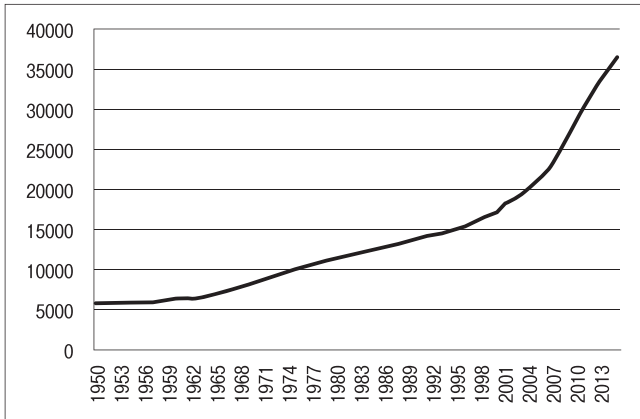
### Ⅲ 近年の弁護士急増

わが国の弁護士数は、[図1]が示すように、1990年代末から急激に増加し

---

3) 例えば、人口約4万4千人の糸魚川市（2005年に3自治体が合併して誕生）で事務所を登録している弁護士は1名である（小出 2017）。

〔図1〕 弁護士数の推移（正会員数，1950年～2015年）



註：各年3月31日現在。

出所：日本弁護士連合会編著（2015: 42）資料1-1-2より作成。

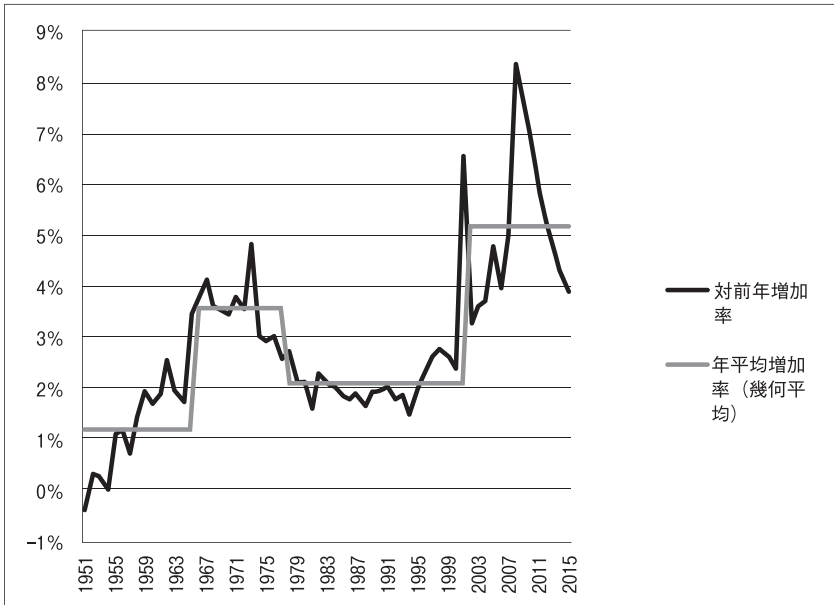
た。これは、司法試験合格者数を急増させる政策<sup>4)</sup>を採用した結果である。2001年から2015年の14年間で弁護士数（弁護士会に登録している正会員数）は2倍に増えた。詳細は次に分析するが、〔図1〕のグラフのカーブからは、戦後70年という長期的スパンで見て、近年の増加がいかに急激だったかがわかる。

但し、司法試験合格者数は、2010年に年間3000人を目指すという司法制度改革審議会の見解<sup>5)</sup>にもかかわらず、2008年以降2013年まで2000名余りでステイさせ、さらに2014年以降1500名に向けて減少させる政策がとられるに至った<sup>6)</sup>。その結果、次に分析するように、2015年には、対前年増加率は1960

4) 司法試験合格者数の決定は、広い意味で政府の政策（法務省が主導的立場にあるが、日弁連も、その時々において重要な役割を果たす）に基づくものであるが、具体数の決定メカニズムには不透明な要素があり、かつ、責任の所在が曖昧である。この問題の法社会学的研究はきわめて重要である。

5) 司法制度改革審議会（2001）は、「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方 第1 法曹人口の拡大 1 法曹人口の大幅な増加」において、「平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指すべきである。」とし、「なお、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで『計画的にできるだけ早期に』達成すべき目標であって、上限を意味するものではないことに留意する必要がある。」としていた。

【図 2】 弁護士数の対前年増加率の推移 (1951 年～2015 年)



註：各年 3 月 31 日現在

出所：日本弁護士連合会編著 (2015: 42) 資料 1-1-2 のデータに基づき計算、作成。

年代から 1970 年代始めの水準にまで低下した点に注意する必要がある<sup>7)</sup>。

1990 年代末以来の急増を戦後という長期スパンに位置づけるために、弁護士数の推移を対前年増加率<sup>8)</sup>というデータで見ると (〔図 2〕), 4 つの局面に区別できる。

6) 「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定)を踏まえて開催された法曹養成制度改革推進会議は、2015 年(平成 27 年)6 月 30 日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、司法試験合格者数について、毎年、「1,500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。」とした ([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso/kettei\\_siryou04.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso/kettei_siryou04.pdf), 2017/11/12 アクセス)。

7) 2007 年以降司法試験合格者数を 2000 人レベルに抑えたことの弁護士分布上の影響については、濱野(近刊)で分析した。

8) 日本弁護士連合会編著(2015: 42)に示されている各年の弁護士数データをもとに、対前年増加率を計算した。

第1期は1964年までで、対前年増加率は概ね2%未満である（1962年のみ2.56%）。第2期は、1965年以降1976年までの約10年間で、対前年増加率は、1973年の4.78%を除き3%台で推移した。経済の高度成長期とほぼ同じ時期に弁護士数の高成長期が続いたことになる。ところが、1977年以降2000年までの第3期で再び増加率3%未満が続いた<sup>9)</sup>。2%台が13年、1%台が10年である。但し、1995年以降の最後の6年は2%台に回復した。そして、2001年以降の急増期が第4期であり、全ての年で3%を越え、最高は2008年に8.31%に達した。第2期の高成長期を上回る増加率である。

各期の平均年増加率（幾何平均）を計算すると、第1期が1.16%、第2期が3.56%、第3期が2.09%、第4期が5.16%である。

司法試験合格者数は1962年ごろから1990年まで500人前後で推移し<sup>10)</sup>、1991年から徐々に増やす改革が行われ、90年代後半から合格者の増加速度が高まり1999年に約1000人合格、2004年に1400人台に達した（法務大臣官房人事課編1987:35、1970年以降は日本弁護士連合会編著2015:59）。2006年に新司法試験制度が導入され、2007年から合格者は旧司法試験とあわせて合格者は2000人を超えた。

第4期は、1990年代後半以降の司法試験合格者数の増加、とりわけ司法制度改革の成果である2006年に導入された新司法試験制度のもとでの合格者大幅増加の帰結である。2001年から2015年の14年間で2倍になった。但し、司法試験合格者数増の趨勢は、新旧の試験をあわせて、2008年の2209名（法務省2008）を最大値として、2013年まで約2000名が維持された後、2014年から減少に転じ（1810人、日本弁護士連合会編著2015:59）、2016年、2017年は約1500名である（法務省2016,2017）。対前年増加率は第2期（1965年～1976年）

---

9) この第3期は1990年まで司法試験合格者数は第2期と同水準（約500名）で推移した。それにもかかわらず対前年増加率が第2期より低かった原因については、高齢による引退・死亡、廃業・転職（任官を含む）による弁護士数の減少、司法研修所修了直後の弁護士登録者の減少などが考えられる。高齢による引退者・死亡者の数がこの時期に多かったためではないかと推測されるが、今後の研究課題とする。戦前、1922年頃から弁護士数は急増し、1934年頃をピークに減少に転じた。弁護士数は1934年（昭和9年）7082名、1936年5976名、1938年4866名と減少、1940年5498名と持ち直したが再び減少し、1944年は5174名で1924年の5485名を下回っている。法務大臣官房人事課編（1987:85）参照。戦前の各年の弁護士登録者数とその趨勢は変動が大きい、1980年代から90年代は、戦前の弁護士急増期に弁護士になった世代が引退・死亡する時期にあっていた。

の水準にまで落ちている（〔図2〕<sup>11)</sup>。

敗戦直後から約25年で2倍（約1万人）になり、その後約30年かけて2倍（約2万人）になったのとは対比すれば、過去14年の倍増がいかに急速だったかがわかる。直前の第2期と比較すると、年平均増加率で2.5倍である（2.09%から5.16%へ）。

この急激な増加が、それまでの安定した弁護士プラクティスの構造（六本1986: 302-343; 棚瀬1987b: 95-113; 村山1997; 六本2004: 133-147; 濱野2007; 村山・濱野2012: 45-53）に衝撃を与え、様々な変化を生んでいる<sup>12)</sup>。

#### IV 弁護士偏在への影響

弁護士の大都市偏在をはじめとする地理的分布（所属事務所の所在地<sup>13)</sup>）の

10) 本文で述べた第3期において司法試験合格者数が500名前後という一定数で推移したのは、東京都文京区湯島にあった司法研修所の講堂の収容可能人数が、1995年に埼玉県和光市に移転するまで司法試験合格者数を事実上規定していたことを反映している（日本法律家協会編1982: 67-70, 三ヶ月1982）。それは、司法修習における実務修習を法曹三者で分担するという制度的前提のもとで、修習態勢を組織しなければならないという条件によっても制約されていた。また、司法修習生が有給（国費）であったこと、実務修習を含めた司法修習に国費が投入されていたため、司法予算上の制約（大蔵省との折衝事項）があった。その上で、合格者数を変更するには法曹三者の合意を必要とする慣例（1970年と1971年の衆参両院の法務委員会の附帯決議を基礎にして、1974年の法務事務次官名による「三者協議実施要領」に基づいている点につき、井田〔1991: 43-44〕参照）と、法曹三者及び長期政権下の自民党関係者が合格者数を増やすことに強い利害関心を持たないという状況が、この事実上のシーリングを維持した。1980年代末までは、経済界主流も法曹増員に利害関心を持たず、マス・メディアの関心も薄かった。司法試験制度と司法修習制度が導入された戦後、司法試験合格者数は、しばらく横ばい水準を上下していたが、1955年頃から1960年代前半まではほぼ一貫して増加した（法務大臣官房人事課編1987: 35）のに対し、1962年ごろから1990年まで一貫して500人前後にとどまったのは特異な政治的現象である。合格者を増やす政治的決定が行われなかったという点では、ネガティブな意味で司法政策だったと言える。参照、Ramseyer (1986), Hamano (2007: 182-186) [ラムザイヤー論文の単純な図式に基づく議論を補う説明を行った]。より根本的には、戦後導入された統一修習制度が、司法試験合格者数とそれに規定される弁護士供給の人為的な枠となっている。

11) 対前年増加率の趨勢を見ると、〔図2〕が示すように、戦後1973年までが上昇期、73年を極値として下降に転じ、1994年まで低水準を維持、94年で底を打ち上昇に転じた。2008年までが上昇期で、08年を極値として以後下降に転じている。

12) 近年の弁護士急増が弁護士の業務状況に及ぼしているインパクトの研究として、濱野〔2007, 2012〕、宮澤他〔2010, 2011a, b, c, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016〕、馬場〔2011, 2014, 2017a〕、佐藤・濱野〔2015〕、佐藤〔2015〕、高橋〔2017〕、武士俣〔2017〕などを参照。

不均衡は、このような弁護士の急増によって、どのような影響を受けているのであろうか。事務所分布への影響を見る前に、前提として、弁護士分布への影響を見ておく。

本稿では、弁護士集中度と弁護士率（弁護士密度）を指標として調べてみよう。弁護士集中度は、弁護士総数に占める各地域の弁護士数の比率であり、その変化を見る。弁護士率は、単位人口当たりの弁護士数であり、先行研究（棚瀬 1987a）以来、用いられることの多い指標である。各地域の姿を知るために、単位人口でそろえて（コントロールして）弁護士数を比較するという発想である。弁護士分布が各地域の総人口のみによって規定されているのであれば、弁護士率は各地域で等しくなるはずであるが、地域間で大幅な差がある<sup>14)</sup>。それが弁護士急増によって影響を受けているだろうか。

まず、弁護士集中度は変化したのか。

〔図3〕が示すように、弁護士全体に占める東京三会所属弁護士の比率はこの間、漸減してきたが（2005年48.4%、2014年46.3%）、2015年にわずかに増加に転じた。大阪の減少も顕著で、2005年の13.6%から2015年の11.6%へ減少を続けている。これに対して、愛知（2005年の4.6%から2015年の4.9%へ）、東京以外の関東（同11.3%から13.0%へ）、東京・大阪・愛知以外の高裁所在地（同8.2%から8.8%へ）、その他、いずれも微増を続けている。但し、「その他」の地域は2005年の13.9%から2014年の15.3%へ増えたが、2015年にわずかに下がった（15.2%）。

このように、人口分布と乖離して、東京、大阪、愛知など大都市地域に弁護士が偏在している傾向は維持されているが、東京と大阪への集中度はわずかに低下し、それ以外の地域の比率が漸増した。しかしながら、先に述べた弁護士増員政策の転換にともなって弁護士供給が減少した結果、東京集中度の低下は底を打った観がある（〔図3〕参照<sup>15)</sup>）。

---

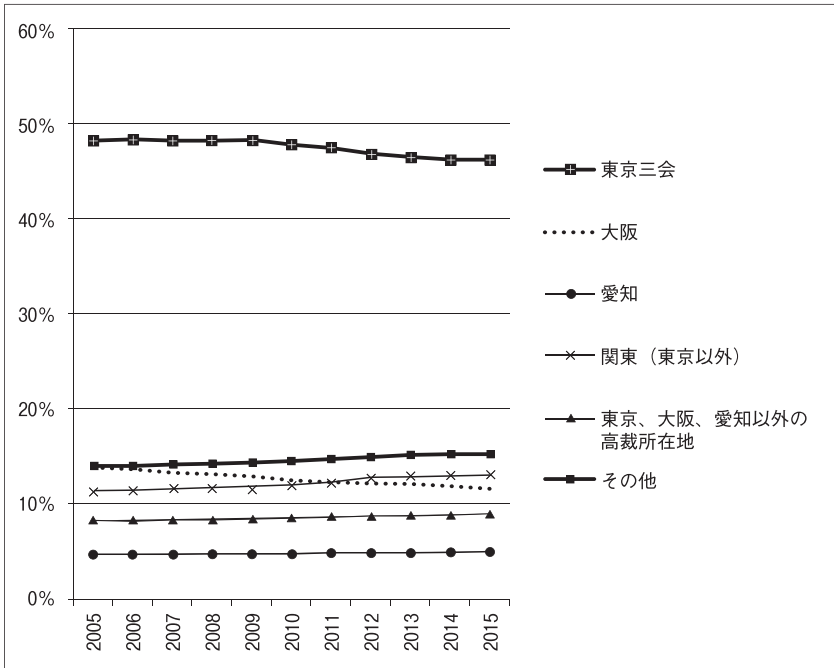
13) 弁護士法20条2項は、「法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。」と規定する。また、日本弁護士連合会調査室編著（2007: 142-143）参照。

14) 弁護士分布を規定する人口以外の要因として、棚瀬（1987a: 1-90）は、企業、とりわけ大企業の分布、県民所得水準、その他、大都市部の弁護士にとっての魅力などを挙げて分析した。

15) 司法試験合格者数を2008年から2000人前後にステイさせ、2014年から減少させた政策が、弁護士の地域分布に及ぼしている影響については、東京集中度が底を打った点を含め濱野（近刊）でより詳しく分析した。



【図 3】 弁護士数の所属弁護士会別構成比の推移



註：2007年以外は3月現在。2007年は7月現在。

出所：日本弁護士連合会編著（2005: 93, 2006: 58, 2007: 105, 2008: 110, 2009: 82, 2010: 98, 2011: 105, 2012: 123, 2013: 101, 2014: 91, 2015: 75）より作成。

次に、弁護士率（人口10万人当たりの弁護士数＝弁護士密度）<sup>16)</sup>を比較することによって、人口でコントロールして（単位人口でそろえて）測定した地理的分布の不均衡が、どのように変化したかを調べてみよう。

2005年の弁護士率上位5地域は、東京（人口10万人あたり弁護士数81.6人、以下同じ）、大阪（32.8）、京都（14.4）、沖縄（13.6）、愛知（13.5）だった。下位5地域は、青森（3.0）、茨城（3.6）、島根（3.9）、岩手（4.2）、滋賀（4.2）だった。全国総平均（全国を一単位として計算）は16.6、東京と最下位の青森との開きは、実数で10万人あたり79人、倍率にして27倍に及んでいる。

10年後の2015年になると、上位は、沖縄が大きく後退し、代わって福岡が

16) 棚瀬（1987a: 2）が用いた指標に従った。

繰り上がり、順に東京（125.0）、大阪（47.8）、京都（26.6）、愛知（23.8）、福岡（22.5）となった。下位は、島根、滋賀が順位を上げて下位5地域から脱し、最下位から順に秋田（7.4）、岩手（8.0）、山形（8.4）、茨城（8.9）、青森（9.0）となった。茨城以外は全て東北地方である。総平均は28.7（10年前より約12人増加）。東京と最下位の秋田の開きは、実数で10万人当たり119人に広がったが、倍率では17倍に縮小した。

なお、1974年までさかのぼると、最低は埼玉（2.1）、滋賀（同）であり（棚瀬1987a:3）、東京（42.5）の約20分1だったのと比べると、トップとボトムとの差は縮まっている。ちなみに、埼玉、滋賀ともに、この間の増加率は相対的に高く、2015年には埼玉は下から11位（10.4）、滋賀は9位（10.1）にアップした。

この10年間の弁護士率の変動（増加率）の上位5地域と下位5地域を見てみよう。比較のために、棚瀬（1987a）で分析されている1974年と2015年の弁護士率の変動も示したのが、[表1]である。

この10年の弁護士率の増加率が最も大きかった上位5地域はいずれも、弁護士率の低い地域であるのに対して、下位5地域には、弁護士率の高い地域（東京、大阪、沖縄）と低い地域の双方が含まれている。この点は濱野（近刊）で分析したが、弁護士率の低い地域には、弁護士増加率の非常に高い地域と低い地域が混在し、弁護士増加率のばらつきが大きくなっている。地域の差が大きいのである。

最も増加率が高かったのは青森で10年間に弁護士率で200%増加した（3倍になった）。最も低かったのは沖縄で27%増にとどまった。東京の弁護士率は53%増、全国全体の総平均は73%増だった。

以上をまとめると、この10年間の弁護士全体の急増のもとで、弁護士率もともと非常に高い東京、大阪、沖縄などもそれなりの弁護士率の増加を見たものの、その増加率は低い（最下位グループに属する）。他方、地方の弁護士率の低い地域の中に、弁護士率が大幅に伸びた地域が存在する（青森、島根、鳥取、茨城、滋賀が弁護士率の増加率トップ5）。しかしながら、地方の弁護士率の低い地域では、弁護士増加率の非常に低い地域もあり（高知、秋田は最下位グループ）、地域間のばらつきが大きい。

弁護士分布への影響に関する詳細な分析は別稿（濱野 近刊）に譲り、続いて、法律事務所の分布に弁護士急増が及ぼした影響を見てみよう。

[表 1] 弁護士率の増加率 (上位 5 地域と下位 5 地域)

弁護士率の増加率	(2005⇒2015)	(1974⇒2015)
05⇒15 の上位 5 地域		
青森県	2.01	2.61
鳥根県	1.8	3.48
鳥取県	1.53	1.49
茨城県	1.46	2.58
滋賀県	1.39	3.79
05⇒15 の下位 5 地域		
高知県	0.72	1.05
秋田県	0.64	1.86
東京都	0.53	1.94
大阪府	0.46	1.95
沖縄県	0.27	0.22
平均	0.84	2.27
総平均	0.73	2.11

註：平均とは各都道府県の単純平均。総平均とは、全国を一つの分析単位とした場合の値。なお、1974 年よりも 2005 年の弁護士率が低い地域は鳥取と沖縄のみだった。

出所：1974 年は棚瀬 (1987a: 3)。2013 年は、日本弁護士連合会編著 (2013: 101) と総務省統計局の人口推計 (都道府県別人口 [各年 10 月 1 日現在] <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001039703&cycode=0.2017/11/23> アクセス) に基づいて作成。

## V 法律事務所分布への影響

### 1 法律事務所の分布状況

まず、2005 年と 2015 年の法律事務所の地域別分布状況<sup>17)</sup>を見よう。Ⅲで述べた近年の弁護士大幅増加期 (第 4 期) に焦点をあて、弁護士増加率が頂点に達した 2008 年の直前と、司法試験合格者数を 2000 名前後にステイさせた時期

の影響が現れる直近を比較するためである。

2005年と2015年の法律事務所の多い地域（上位5）と少ない地域（下位5）をリストアップしたものが〔表2〕である。

法律事務所の多い地域は、東京、大阪を含む高裁所在地の多く（愛知、福岡、北海道、広島）とその周辺地域（神奈川、埼玉、京都、兵庫、千葉）である。法律事務所の少ない地域は、基本的に大都市圏外である。

上位10地域では、2015年に広島が落ちて、代わりに千葉が入ったが、高裁所在地8地域のうち6地域（15年は広島県が落ちて5地域）を含み、他はその周辺（神奈川、兵庫、埼玉、京都、15年は千葉が加わる）である。実数では東京が他を圧倒し、大阪が続く。

下位10地域では、青森と滋賀が2015年には姿を消し、代わって岩手と山形が入っている。

10年間で、全国で法律事務所は40%増加したが、地域によって増加率にばらつきがある。この点は、以下4と5で詳しく分析する。

## 2 法律事務所数を変動させる要因

ここで、法律事務所数が増減する要因について整理し、理論的仮説を提示する。

法律事務所数の変動を規定する要因として、増加要因と減少要因を分けて考えると、まず、増加要因として、①新規開設、②既存事務所の分裂、③既存弁護士法人の支店の開設<sup>18)</sup>が考えられる。

①新規開設には、勤務弁護士（いわゆるイソ弁）が独立するケースと、勤務弁護士を経ずに新規登録直後から事務所を開くケース（いわゆる即独<sup>19)</sup>）がある。前者は、単独で独立するケースと、複数の弁護士と一緒に経営者弁護士となって独立するケースがある。

---

17) 法律事務所は複数事務所の設置を禁止されているが（弁護士法20条3項、日本弁護士連合会調査室編著〔2007: 145-152〕）、弁護士法人（平成13年=2001年の弁護士法改正により導入）は、従たる法律事務所を設けることができる（同: 244）。以下の事務所数については、弁護士法人で従たる事務所がある場合は、主たる事務所、従たる事務所それぞれを1件としてカウントしている。日本弁護士連合会編著（2005 91, 2015: 75）。弁護士法人数とその分布、主たる事務所、従たる事務所の分布状況は、同（2005: 93-95, 2015: 76-77）参照。

18) 弁護士法人は、主たる事務所他に従たる事務所を設置することができる点について、前出註17)参照。

【表2】 法律事務所数の上位10地域と下位10地域

上位10地域	2005年		2015年	
東京都	4411		東京都	5835
大阪府	1425		大阪府	1780
愛知県	599		愛知県	882
神奈川県	501		神奈川県	742
福岡県	385		福岡県	546
北海道	323		北海道	500
兵庫県	278		兵庫県	426
埼玉県	230		埼玉県	398
京都府	213		千葉県	344
広島県	210		京都府	335
下位10地域	2005年		2015年	
高知県	45		岩手県	69
佐賀県	41		山形県	69
秋田県	40		高知県	62
山梨県	38		佐賀県	61
青森県	37		福井県	60
福井県	37		秋田県	58
滋賀県	35		山梨県	53
徳島県	34		徳島県	50
鳥根県	24		鳥根県	49
鳥取県	23		鳥取県	34
全県計	11313		全県計	15861

註：いずれも3月現在。

出所：日本弁護士連合会編著（2005: 93）、同（2015: 75）。

- 19) 「即独」とは通称であり、明確に定義されているわけではない。勤務弁護士を経ずに、即時に（直ちに）独立するという意味であろう。この場合、独立とは、事務所の経営者弁護士として独立している場合と、いわゆる「軒弁」（軒先を借りるとの意味であろう）として、既存の事務所のスペースを借りる場合（その事務所とは別の事務所として登録される）、いわゆる「携弁」（携帯電話のみの弁護士という意味であろう）として、物理的な事務所スペースを持たない場合などがあると考えられる。

次に減少要因としては、①廃業（引退、死亡）、弁護士法人の解散や精算、②既存事務所の合併・合同化、③懲戒処分による退会命令・除名に伴う事務所の閉鎖<sup>20)</sup>、④別の地域への事務所の移動がある。④のケースでは、事務所の全国総数には影響を与えない。

以上以外の要因がないという意味ではないが、これらが主要な要因と言える。

一定期間における増加数と減少数の差が純増（純減）数である。

増加要因に関しては、当該地域が新規開設し易い状況か否かが関わる。それは、需要側の要因として弁護士ニーズの状況（多寡、種類）、供給側の要因として弁護士の新規供給水準、事務所経営や生活上の要因に整理できる。

減少要因については、年齢構成（高齢層の数＝主に、資格取得時の司法試験合格者数が関係する）、競争の激しさなどマーケットの状況（廃業、合併・合同化、別地域への移動などと関係する）、業務停止等の件数が考えられる。この中で、年齢構成の寄与度が最も高いかもしれない<sup>21)</sup>。

### 3 弁護士数の変動と事務所数の変動の関係

弁護士数の増加が直ちに事務所数の増加に反映されるわけではない。タイムラグがあると考えられる。新規参入者の大多数は勤務弁護士として、既存の事務所に所属する。彼らが独立するまでに要する時間は、地域・個人・時代によって差があると考えられるが、数年から10年以上に及ぶ場合もある。この要因についてだけ見れば、弁護士急増と事務所数増のタイムラグは平均して数年以上に及ぶと考えられる。

法律事務所の増加カーブが弁護士数の急増の後を追っているように見える[図4]、[図5]は、それを示唆している。

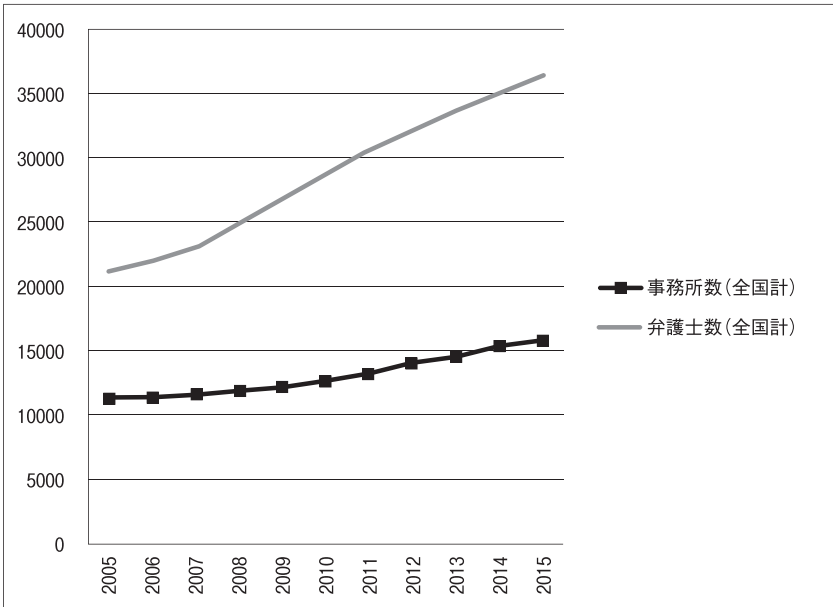
また、地域によって、事務所規模の拡大余地の大きい地域と、そうでない地域、独立（新規開業）がし易い地域と独立が難しい地域がありうる。この二軸だけでも4通りのパターン（マトリクス）ができる。弁護士が急増しても、事

---

20) 個人の弁護士で退会命令処分、除名処分を受けた場合、直ちにその事務所を閉鎖しなければならない点につき日本弁護士連合会調査室編著（2007: 442-443）、弁護士法人が退会命令処分を受けた場合に当該地域の事務所を廃止しなければならないことは同（2007: 450）を参照。

21) 減少要因別の減少数は日弁連の機関誌『自由と正義』の登録換え内訳数を追うことによって明らかになるかもしれない。

〔図4〕 弁護士数と事務所数の推移



註：日本弁護士連合会編著（2005: 93）における2005年の長崎県と鹿児島県の事務所数は弁護士数を上ま  
っており、かつ、合計が白書上の小計と一致しない。したがって、長崎県と鹿児島県の事務所数は誤記と判  
断し、2006年3月現在の数値で代替した。

出所：〔図3〕の出所と同じ。

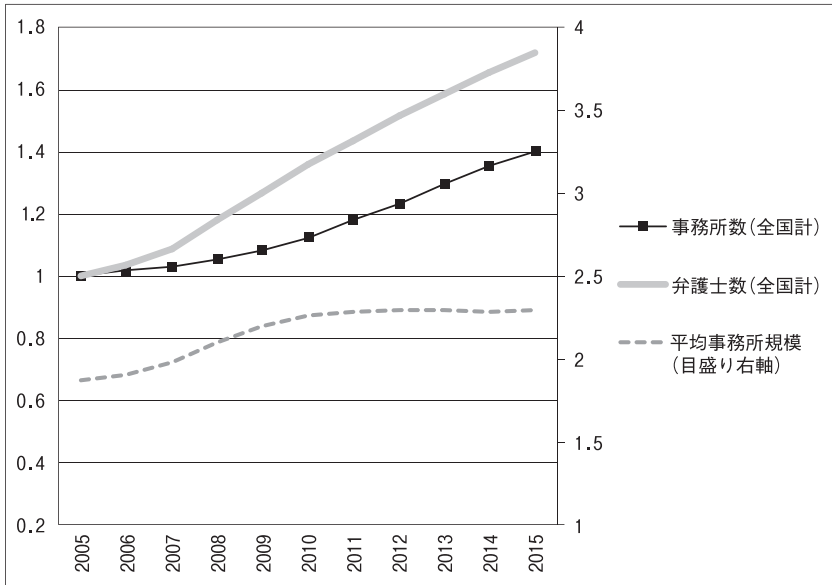
務所規模の拡大に相当吸収される地域（東京は、相対的に他地域と比べ、この傾向が強いと推測される）もあれば、規模の拡大余地は大きくないが、独立しやすい地域もあるだろう。規模の拡大余地が小さく、独立も難しい地域もありえる。

全国及び地域ごとの弁護士数の変動と事務所数の変動の関係については、今後の研究課題とする。

#### 4 全国の法律事務所増加率

法律事務所の数も、弁護士数の伸びには及ばないが着実に増えている（〔図4〕）。2005年の数を1として示したのが〔図5〕である。事務所数は2005年からの10年で1.4倍になった。弁護士数は1.72倍なので、事務所の平均規模（一事務所あたりの所属弁護士数）が1.2倍（1.9人から2.3人へ増加）になった

【図5】 弁護士数と事務所数の推移（2005年＝1）



出所：[図3] の出所と同じ。

ことになる<sup>22)</sup>。2010年ごろまで平均事務所規模も順調に伸びていったが、以後横ばいになっている。2010年ごろに事務所数の増加率が弁護士数の増加率に追いつき、以後それがほぼ維持されていることを示している。

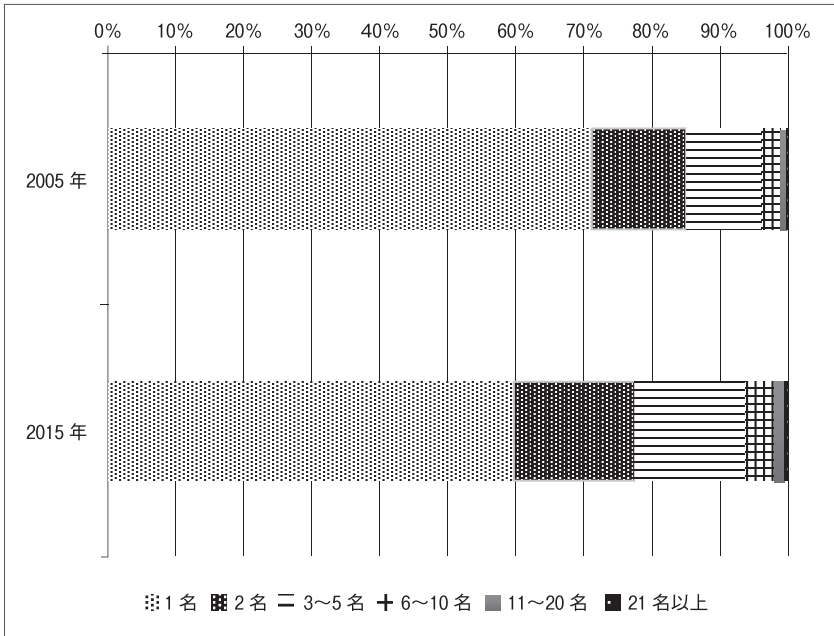
なお、全国の実務法律事務所の事務所規模（所属弁護士数）別分布は[図6]のように変化した。単独事務所（所属弁護士数1名）の比率が大きく低下したのが顕著である。2名規模以上は、[図6]の全ての規模カテゴリーで比率を高めている。

弁護士数が急増し、その増加率を少し下回る率で事務所数も増え、平均事務所規模も上昇、単独事務所の比率は大幅に低下したが、2名以上の各規模の比率は増加したのである。総じて司法アクセスの数量面での改善が見られると言える。

22) ある期間の弁護士増加数が同じでも、規模が拡大した事務所が多ければ、事務所数の増加は抑えられる。事務所規模の拡大と事務所数の増大の関係を、地域別に見る必要がある。



〔図6〕 事務所規模（所属弁護士数）別分布とその変化（事務所数ベース）



註：各年とも3月現在のデータ。  
出所：〔表2〕の出所と同じ。

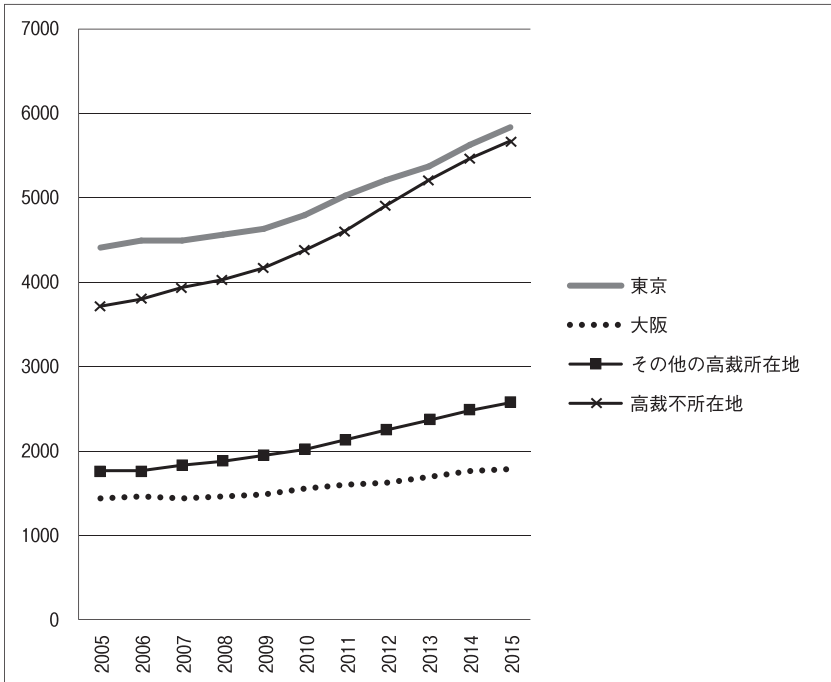
## 5 広域別の法律事務所数の増加状況

司法アクセスの拡充という観点からは、弁護士数の増加と並んで事務所数の増加は意味がある。本稿では都道府県単位の分析にとどめざるを得ないが、特に都道府県内部で裁判所周辺以外にも法律事務所が増えていくことは司法アクセス拡充にとってプラスになる。都道府県単位の事務所数の増加は、その前提である。

まず、主要地域（広域）別の動きを見よう。全国を、東京、大阪、その他の高裁所在地（6道県<sup>23)</sup>、高裁不所在地に分けて、2005年から2015年にかけての地域別推移を見たのが〔図7〕と〔図8〕である。

23) 北海道（札幌、函館、旭川、釧路の各弁護士会を合計した）、宮城、愛知、広島、香川、福岡の6道県である。

〔図7〕 法律事務所数の広域別推移



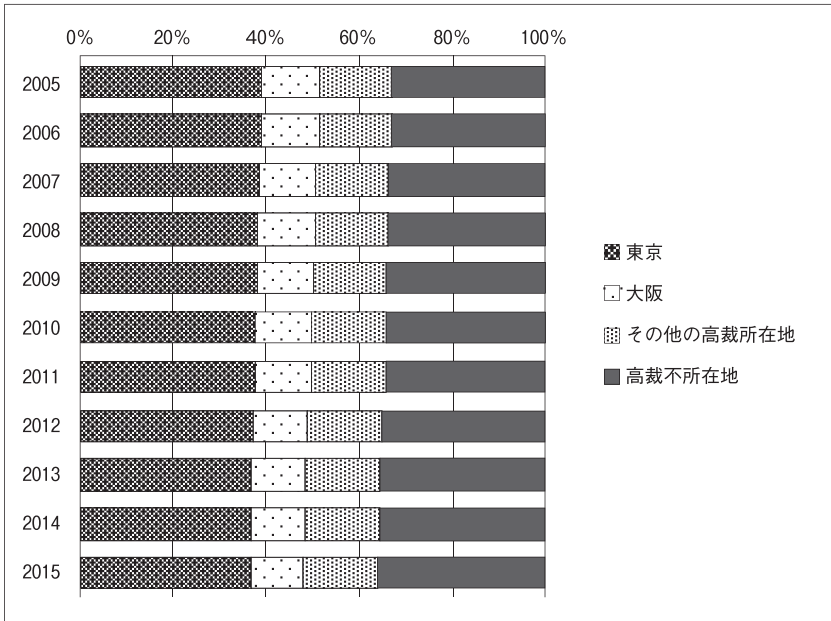
出所：〔図3〕の出所と同じ。

〔図7〕が示すように、いずれの地域も事務所数を増やしているが、高裁不所在地全体の伸びが顕著である。大阪の増加率は低い。その結果〔図8〕が示すように、日本全体の事務所数に占める東京と大阪のシェアは低下し、代わって高裁不所在地がシェアを上げている。2015年現在、東京36.8%、大阪11.2%、その他の高裁所在地16.1%、高裁不所在地35.8%である。

2005年と2015年の事務所数を比較すると、全国で40.2%増、東京で32.3%増、大阪24.9%増、これに対して、その他の高裁所在地が45.3%増、高裁不所在地は53.1%増であった。高裁不所在地の事務所増加率が非常に高い。

以上をまとめると、近年の弁護士急増は、事務所の平均規模の拡大を伴いつつ、各地域の事務所数を増加させている。中でも、高裁不所在地全体の事務所数の増加率が顕著である。これは、先に示したように、高裁不所在地の中に弁

【図8】 法律事務所の広域別構成比の推移



出所：【図3】の出所同じ。

護士増加率が非常に高い地域が出現し、それが法律事務所の大幅増加をもたらしたためである。

弁護士急増の司法アクセス面での成果として、全国法律事務所数の全般的増加、および、特に従来弁護士率の低かった高裁不所在地における法律事務所数の増加を指摘することができる。

## 6 都道府県別の事務所数の変化

次に、都道府県別に事務所数の変動状況を調べてみよう。5で高裁不所在地全体の増加率の高さが明らかになったが、都道府県単位で見た時、先に示唆したように、ばらつきがある。

【表3】は、都道府県別の事務所増加率（2005年から2015年へ）<sup>24)</sup>の上位10地域と下位10地域をリストアップしたものである。

興味深いことに、上位には、弁護士率の極めて低い地域（広義の司法過疎地

【表3】 法律事務所増加率（上位10地域と下位10地域）

	2005年	2015年	05年⇒15年の増加率
<b>上位10地域</b>			
滋賀県	35	76	1.17
島根県	24	49	1.04
青森県	37	74	1.00
茨城県	81	151	0.86
千葉県	190	344	0.81
鹿児島県	63	111	0.76
埼玉県	230	398	0.73
奈良県	49	83	0.69
栃木県	83	135	0.63
福井県	37	60	0.62
<b>下位10地域</b>			
山梨県	38	53	0.39
岡山県	142	198	0.39
広島県	210	289	0.38
高知県	45	62	0.38
新潟県	110	151	0.37
香川県	74	101	0.36
東京都	4411	5835	0.32
愛媛県	87	112	0.29
大阪府	1425	1780	0.25
沖縄県	148	154	0.04
<b>全県計</b>	<b>11313</b>	<b>15861</b>	<b>0.40</b>

出所：[表2]の出所と同じ。

域<sup>25)</sup>と、弁護士率の高い東京・大阪・京都の周辺地域が混在している。すな

24) 以下、2005年から2015年にかけての事務所増加率とは、2015年の事務所数と2005年の事務所数の差を2005年の事務所数で除した数値を言う。

わち、鳥取、青森、鹿児島は弁護士率が低く、事務所数も最も少ない地域に属するが、この間事務所数が大きく増えた。同様の司法過疎地域でも、例えば鳥取は増加率24位にとどまっている。他方、茨城、千葉、埼玉という東京隣接県、滋賀、奈良という大阪・京都隣接県の事務所増加率も非常に高い<sup>26)</sup>。

次に、下位10地域を見ると、戦後の米軍統治下という特殊事情の影響が残ったため弁護士率が例外的に高かった沖縄<sup>27)</sup>、および、弁護士率の高い東京と大阪が含まれている。東京と大阪は事務所実数が桁違いに他県より多いので、10年間の増加率は相対的に低いものの増加実数は多い。それでも、事務所増加率で最下位グループを構成している点は、他地域の増加率の高さの反射である。

それ以外では、香川、広島という高裁所在地の中では比較的弁護士率の低い県とその隣接県(愛媛、高知、岡山)で事務所増加率が低い。最下位グループのうち山梨、新潟は弁護士率が中位の地域である(2015年の弁護士率でそれぞれ17位と32位)。

以上をまとめると、過去10年間の弁護士急増期において、法律事務所は、司法過疎地域の一部(鳥取、青森、鹿児島)と東京・大阪・京都の周辺地域で、非常に高い増加率を示した。他方、東京・大阪・沖縄という弁護士率の高い地域で事務所の増加率が最も低く、これと並んで、弁護士率の低い高裁所在地(香川、広島)とその隣接県や、司法過疎地域の一部で事務所増加率が非常に低かった。

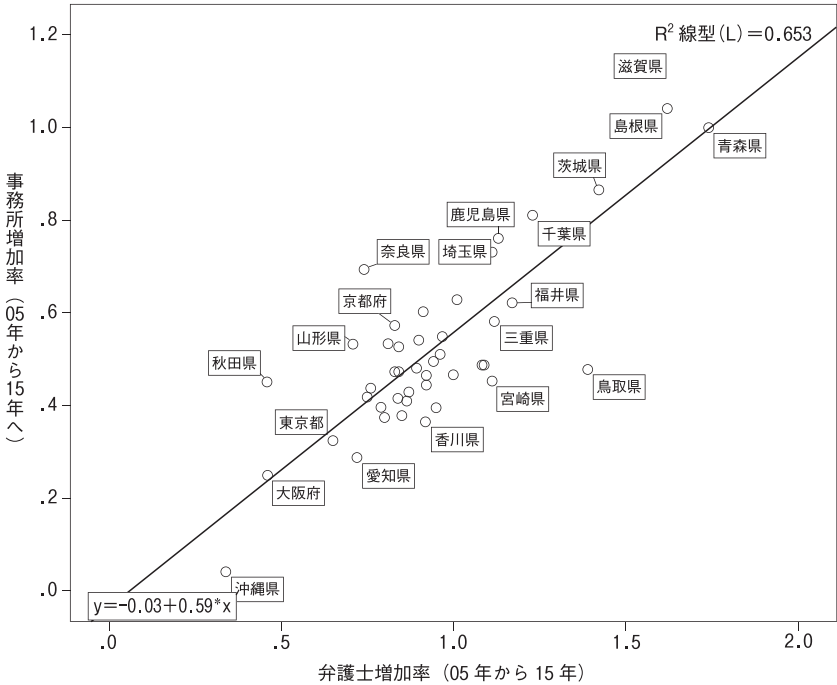
[図9]が示すように、2005年から2015年にかけての弁護士増加率と事務所増加率は正の強い相関関係にある(相関係数0.808、1%水準で有意)。事務所増加率最上位の滋賀、鳥取、青森、茨城、千葉は弁護士増加率も最上位である。但し、鳥取は、弁護士増加率は千葉を上回っているが事務所増加率は非常

25) 通常、司法過疎地とは、都道府県レベルではなく、その中でも法律事務所が全く無いか極めて少ないエリアを指すので、都道府県レベルで弁護士率、法律事務所率の極めて低いところを広義の司法過疎地域と呼んだ。

26) この二つの異なるグループにおける共通した事務所増加率の高さを説明する一つの要因としては、この時期の弁護士増加率の高さが想定される。

27) 沖縄は、敗戦後、米軍の統治下で本土とは異なる法令のもとで弁護士資格が与えられており、弁護士率が本土と比べて非常に高かった(棚瀬1987a:10註6;馬場2017b:50)。日本復帰の際、特別措置が採られ(日本弁護士連合会調査室編著[2007:36-37])、その結果、沖縄の弁護士率は、復帰後も他地域と比べて高かった。

【図9】 弁護士増加率と事務所増加率の散布図（全都道府県）



註：縦軸、横軸の単位は増加率。

出所：日本弁護士連合会編著（2005: 93, 2015: 48-49, 75）のデータ、総務省統計局の人口推計（都道府県別人口 [各年10月1日現在] <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001039703&cycode=0> 2017/11/23 アクセス）に基づいて作成。

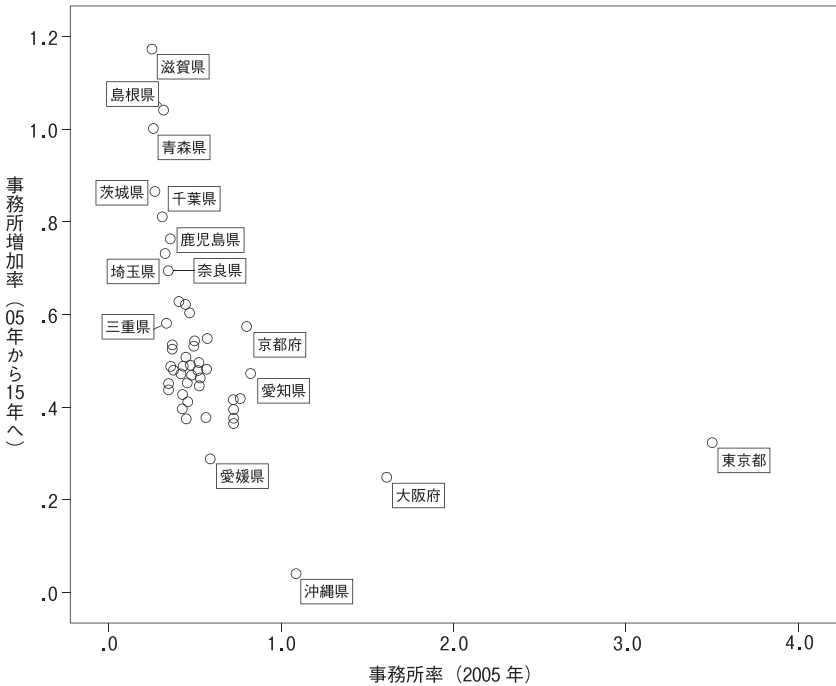
に低い例外的存在である。事務所増加率最下位の沖縄、大阪、愛媛、東京は、いずれも弁護士増加率最下位群に属する。

東京、大阪の事務所増加率の低さとその周辺地域の事務所増加率の高さという一組の現象、および、司法過疎地域における事務所増加率の非常に大きなばらつきの二つが主たる特徴とすることができる。

## 7 事務所率と事務所増加率の相関

事務所増加率（2005年から2015年へ）の以上のような地域間の差異がいかなる要因に規定されているかを探るために、事務所率（人口一人あたりの事務所数）を横軸にとって散布図をプロットしてみよう（〔図10〕<sup>28</sup>）。

[図 10] 事務所率 (2005 年) と事務所増加率の散布図 (全都道府県)



註：縦軸の単位は増加率。横軸の事務所率は人口1万人あたりの事務所数。

出所：[図9]の出所と同じ。

事務所増加率が最も高かった地域はいずれも、2005年の事務所率が最も低い地域であり、左上隅に集中している。事務所率が続いて低い地域では、より増加率が低く、40%増前後から60%増前後に集中している<sup>29)</sup>。事務所増加率が群を抜いて低く、かつ、事務所率(2005年)が群を抜いて高いのが東京、大

28) 横軸に事務所実数や弁護士率をとることも考えられるが、前者については、弁護士率と同様に、事務所数についても人口でコントロールした数(事務所率)との相関を見ることにした。各地域を比較するために単位人口あたりの事務所数にそろえるという発想である。後者については、弁護士率と事務所率は強い正の相関関係(2005年のデータで、相関係数は0.987[1%水準で有意]、標準化残差の絶対値が3を超えた沖縄を除くと0.991[1%水準で有意])にあるので、基本的に事務所率と事務所増加率の相関を見れば足りるが、微妙な差異が見いだせるかもしれない。また、弁護士増加率と弁護士率についても、同様に、散布図を作成して分析した濱野(近刊)を参照。

阪である。この二つの大都市地域は共通して弁護士率が例外的に高く、業務内容、事務所規模など弁護士の主要変数において他地域と異なる位置にあることはよく知られている（例えば、棚瀬 [1987a] 参照<sup>30)</sup>）。

そこで、東京と大阪を一つのまとまり（クラスタ）としてとらえ、それらを除いた地域の散らばりのパターンを浮かび上がらせるために散布図を作成すると、さらに2つのクラスタを区別できるように見える（[図 11] 参照）。

まず、戦後の特殊事情の影響が残っている沖縄は、単独で外れ値（事務所率が非常に高く、かつ、事務所増加率が非常に低い）と位置づけて別扱いにする。

次に、図の中央付近に事務所率の高い7地域（事務所率は、人口一人あたり0.8前後に収斂している）の塊があり、これを第二のクラスタと呼ぼう。その事務所増加率はほぼ等しく、2005年からの10年間で0.4（40%増）前後であった。この7地域は、極めて興味深いことに、高裁所在地（宮城、愛知、広島、香川、福岡）とその周辺（京都、岡山）である。但し、高裁所在地の残りの北海道は事務所率、事務所増加率とも、次の第三のクラスタ（高不所在地）に属する。しかしながら、これも興味深いことに、その最も周縁部に位置し、高裁所在地クラスタに近接している。このように、事務所率と事務所増加率がともにほぼ同一水準に収斂するグループがあり、それが東京・大阪以外の高裁所在地（北海道も近接）とその周辺地域なのである。

さらに、それよりも事務所率の低い地域（2005年の事務所率で0.6未満レベル）が一群を形成し、その事務所率と事務所増加率は、かなり鮮明な逆相関関係を示している（[図 12]）。実際、この第三のクラスタに属する地域（37地域）について、相関係数と回帰式を計算すると、相関係数 - 0.704 [1%水準で有意]、回帰式は  $Y = 1.21 - 1.5X$ （定数項と係数は1%水準で有意、決定係数は0.495）である。相関係数の絶対値の大きさが注目される。この第三のクラス

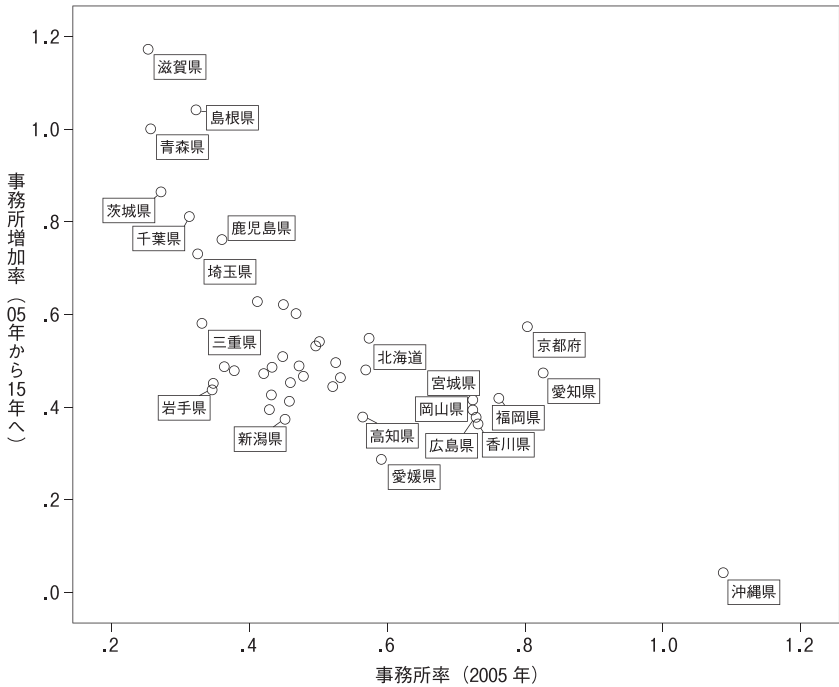
---

29) 2005年から2015年にかけての弁護士数の増加率が高かった上位10県のうち、鳥取と宮崎は事務所数増加率では上位に近く、その増加率は相対的に低かった。逆に、弁護士数の増加率の低かった下位10県のうち、秋田、山形、奈良は、弁護士数の増加率が低かったにもかかわらず、事務所数の増加率は相対的に高かった。

30) 但し、事務所増加率（2005年から2015年）を従属変数とし、事務所率（2005年）を独立変数とした回帰分析において、形式的な外れ値基準（標準化残差の絶対値3以上）を採用すると、東京、大阪、沖縄は外れ値とならず、滋賀が外れ値（標準化残差3.203）となる。しかしながら、先行する知見に基づくならば、東京、大阪、沖縄を除外して相関を見る作業に法社会的な意義がある。



【図11】 事務所率（2005年）と事務所増加率の散布図（東京と大阪を除く）



註：縦軸の単位は増加率。横軸の事務所率は人口1万人あたりの事務所数。  
出所：【図9】の出所と同じ。

タは、上記の北海道以外は全て高裁不所在地（ただし沖縄は別であり、京都と岡山は第二クラスタ）である。

このように、東京、大阪、沖縄を除外すると、北海道を除く高裁所在地とその周辺2地域の塊（第二クラスタ）と、他の高裁不所在地グループ（第三クラスタ）に分かれ、前者の事務所増加率はほぼ等しく、後者では事務所増加率が事務所率ときれいな逆相関を示している。北海道も第二クラスタに近い位置にある。

第二クラスタは事務所率も事務所増加率も、狭い範囲内に近接しているのに対して、第三クラスタの事務所率は、第一、第二のクラスタより低く、かつ相当の幅で分散しており、事務所増加率は、全体の最高値と最低値（沖縄を別にすれば、東京、大阪の水準）の間に広く分散している。そして、事務所率と事務



因については、今後の検討課題とするが<sup>32)</sup>、その手がかりを示唆する3つの知見を指摘しておこう。

まず、全国全地域について、2005年から2015年にかけての弁護士増加率と事務所増加率の相関を見ると、先に〔図9〕で見たように、強い正の相関関係にある(0.808, 1%水準で有意, 決定係数0.653)。弁護士の大幅増加は、地方の弁護士率の低かった地域の中で、大幅な弁護士増を結果としてもたらしめているところがあり(滋賀, 鳥根, 青森, 茨城), そこでは事務所増加率が最も高くなっている。

その中で、弁護士増加率が同一水準の地域間で、事務所増加率にばらつきが生じている。全体として強い正の相関を示しているが、弁護士増加率が同様の水準であるにもかかわらず事務所増加率に差が出ている現象は、司法アクセスの観点にとって興味深いものである。

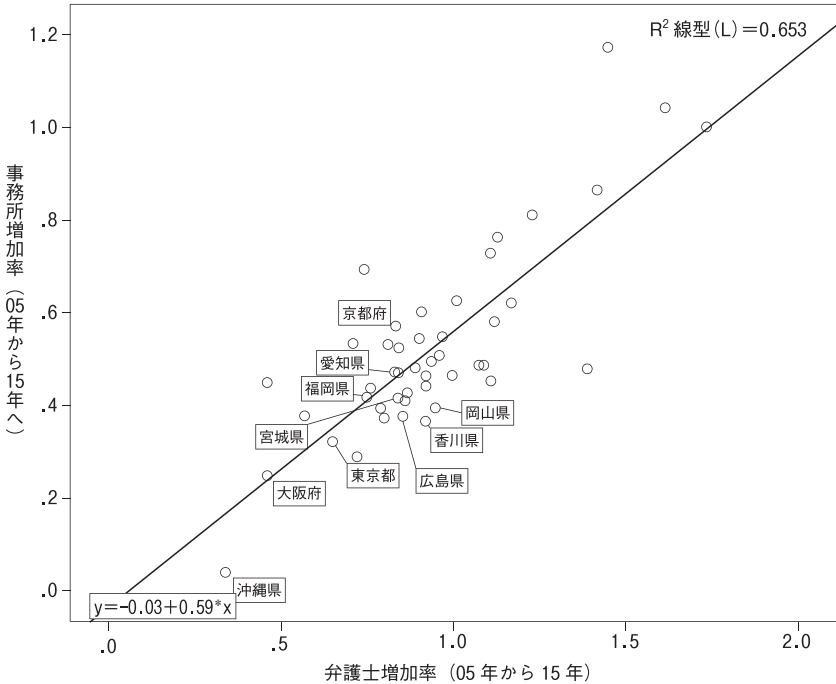
すなわち〔図9〕が示すように、事務所増加率の最も高いグループ(滋賀, 鳥根, 青森, 茨城)は、いずれも弁護士増加率が最も高く、逆に、事務所増加率の最も低いグループ(沖縄, 大阪, 東京)は、弁護士増加率は最も低い。しかしながら、他は回帰線周辺付近にちらばっているものの、弁護士増加率の割に事務所増加率が低い地域と高い地域に分かれている。例えば、鳥取は弁護士増加率が高いが事務所増加率は低く、ほぼ同じ弁護士増加率の千葉は、逆に事務所増加率は相当に高い<sup>33)</sup>。弁護士増加率がかなり低い香川は事務所増加率も低いが、同程度の弁護士率である奈良の事務所増加率はかなり高い。

〔図9〕を再掲し、第一クラスと第二クラスを明示した〔図13〕が示すように、第一クラス(東京, 大阪, 沖縄)と第二クラス(宮城, 愛知, 京都, 岡山, 広島, 香川, 福岡)は、弁護士増加率も事務所増加率も低いエリアに集中している(京都のみ事務所増加率が少し高い)。かつ、京都以外は回帰直線の非常に近くまたは下方に位置し、残差(予測の誤差)のばらつきも相対的に小

32) 事務所率と事務所増加率の散布図と類似した特徴をもつ分布は、弁護士率と弁護士増加率との散布図にも見出され、別稿(濱野 近刊)で分析した。両者の共通性と差異について、及び、このような対照的な二つのクラスタが出現する原因については、別の機会に分析する予定である。

33) 第三クラスにおける事務所増加率と弁護士増加率の相関係数は0.767(1%水準で有意)である。弁護士率(2005年)と事務所率(同年)も強い正の相関関係にある(相関係数0.814, 1%水準で有意)。弁護士率及び弁護士増加率の規定要因を探ることで、事務所増加率の散らばりをもたらした要因について理解が得られるかもしれない。

〔図 13〕 弁護士増加率と事務所増加率の散布図（第一クラスと第二クラスを表示）



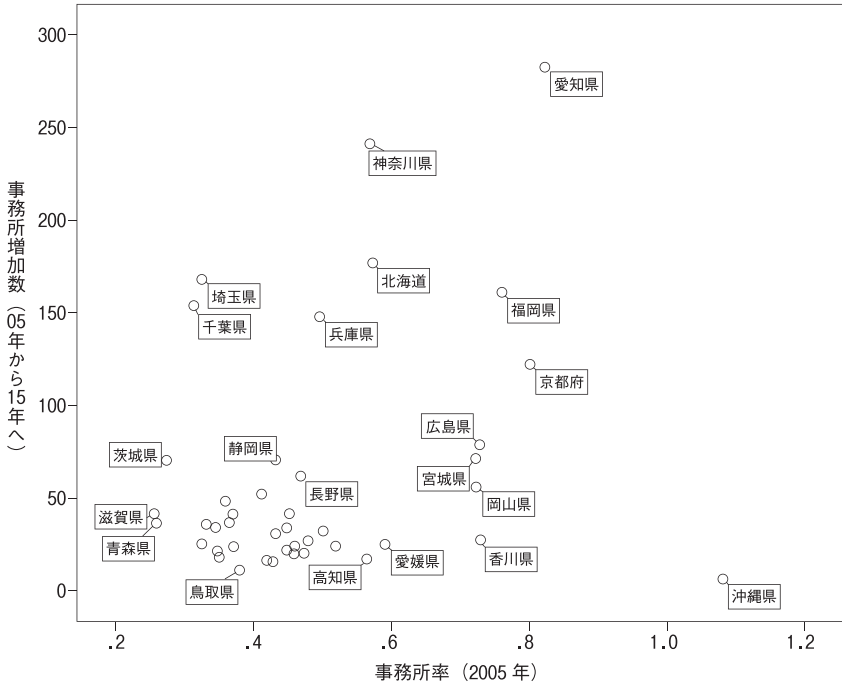
註：縦軸と横軸の単位は増加率。  
出所：〔図 9〕 の出所と同じ。

さい<sup>34)</sup>。ここからも第一，第二クラス（高裁所在地とその周辺）の共通性と，第三クラスとの区別（差異）が示唆される。第三クラス（高裁不所在地の大多数）のばらつきの原因はさらに調べる必要がある。

次に，東京と大阪を除いた地域について，事務所増加率ではなく事務所増加実数（2005年から2015年への）を縦軸に，2005年の事務所率を横軸にとって散布図を描いたのが〔図 14〕である。これを見ると，事務所増加数の上位である高裁所在地及び東京・大阪周辺（第一，第二クラスの多く）とそれ以外の地域の間，事務所増加実数の点で顕著な違いが見て取れる。前者は，愛知を

34) 第一，第二クラス合計 10 地域の残差の標準偏差は 0.0833 であるのに対し，第三クラスの 37 地域では 0.1256，全 47 地域では 0.1196 だった。

【図 14】 事務所率（2005 年）と事務所増加数の散佈図（東京、大阪を除く）



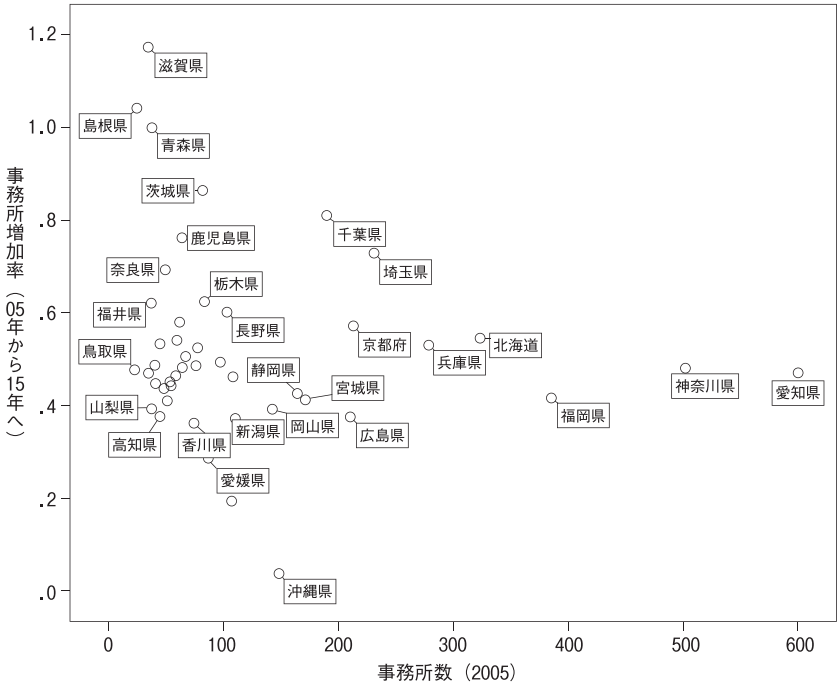
註：縦軸の単位は事務所数。横軸の事務所率は人口1万人あたりの事務所数。

出所：[図9] の出所と同じ。

筆頭に、神奈川、北海道、埼玉、千葉、兵庫、福岡、京都、広島、宮城の順で事務所増加実数が多い。他方、それ以外の地域では、増加実数が80程度以下に収まっていることがわかる。その多くは高裁不所在地であるが、ここでは、この10年間の事務所増には天井があったように見える。年間、単純平均で8事務所以下の増加にとどまっている。この地域で2005年の事務所率と10年間の事務所数増加率が逆相関していることの一部は、事務所増加実数の近似性によって説明できるかもしれない。

最後に、東京と大阪を除く地域の事務所増加率を縦軸とし、横軸に事務所数(2005年)をとって相関させてみると、[図15]が示すように、事務所数の多い大規模会における事務所増加率の収斂傾向が、より明瞭に見出され興味深い。事務所数が250を超えるあたりから10年間の増加率は0.5(50%)前後で

〔図15〕 事務所数（2005年）と事務所増加率の散布図（東京と大阪を除く）



註：縦軸の単位は増加率。横軸の単位は事務所数。

出所：〔図9〕の出所と同じ。

横一線に並んでいる。これらは愛知，神奈川，福岡，北海道，兵庫である。増加の趨勢を，既存事務所からの勤務弁護士の独立が主に規定していると仮定するならば，10年間に独立した事務所数の比率がほぼ一定ということの意味する。これらの比較的規模の大きな弁護士会に類似した性格があるとすれば，勤務弁護士が独立するスピードの平均値もほぼ同じ可能性がある。そうであれば，このような結果となるのももっともであり，これらの地域の事務所増加のメカニズムを示唆しているが，仮説の域を出ない。今度の研究課題としたい。

## VI 司法アクセス政策面からの評価

以上のような2005年から2015年までの10年間の日本全国の法律事務所増

加率とその都道府県別パターンは、司法アクセス政策上、どう評価されるのか。

第一に、近年の弁護士急増は、事務所の平均規模の拡大を伴いつつ、各地域の事務所数を増加させている。沖縄を別にすれば、全ての都道府県で法律事務所数が相当な比率で増加した。司法へのアクセス・ポイントの増加という点で、プラスと言えよう<sup>35)</sup>。とりわけ、高裁不所在地全体の事務所増加率の高さが重要である。これは、高裁不所在地の中に弁護士増加率が非常に高い地域が相当数出現し、それが法律事務所的大幅増加をもたらしたためである。また、東京・大阪・京都の周辺地域でも、非常に高い事務所増加率を示した。

島根、青森、鹿児島のような事務所率の低かった地域で、事務所増加率の非常に高いところが現れており、そのような司法過疎地域で司法へのアクセス・ポイントが増え、状況が改善されたと言える。これが、弁護士急増がなければ、実現しなかったのか、あるいはどの程度の増加にとどまったかは、2005年以前の事務所数の長期的な変動を含め、さらに分析する必要があるものの、事務所率の低い地域において事務所増加率の非常に高い地域が現れたことは、そのような広義の司法過疎県でも弁護士が急増したことの効果であることを示唆している。

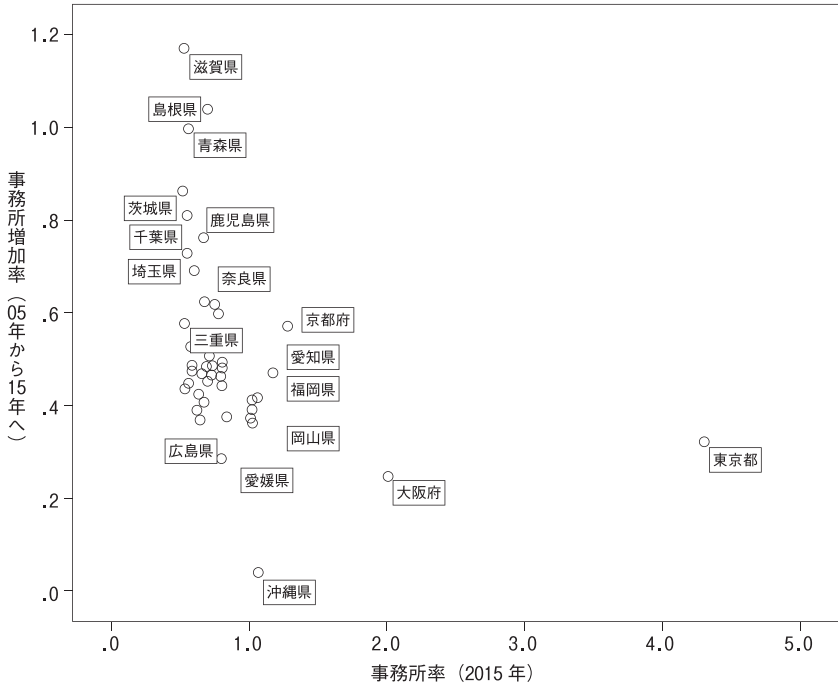
第二に、東京・大阪・沖縄という弁護士率・事務所率の高い地域で、事務所の増加率が最も低く、これと並んで、高裁所在地の中で弁護士率が相対的に低い地域（香川、広島）とその隣接県や、司法過疎地域の一部で事務所増加率が低かった。これらの地域でも事務所数は増加している点では司法アクセスが悪化しているわけではない。また、弁護士増加は、事務所規模の拡大と事務所数の増加の双方をもたらしている点で、事務所増加率の低さだけをとらえて評価することはできない<sup>36)</sup>。しかしながら、このような低い事務所増加率の原因と帰結を吟味する必要がある。

第三に、とりわけ、事務所率が低い地域で事務所増加率に大きな差異（ばら

35) 事務所数の増加が競争の激化をもたらすならば、それは利用者・消費者にとってマイナス面とプラス面がありうる。この点も含めて司法アクセスの促進として評価できるかは総合的に検討する必要があるが、ここでは、第一次的な成果として、司法アクセスにとって事務所の増加がプラスであったと評価した。

36) 司法アクセスの評価において、弁護士数や事務所数、事務所規模といった量的側面とともにサービスの質的側面も考慮すべきことは言うまでもない。

〔図 16〕 事務所率（2015 年）と事務所増加率の散布図（全都道府県）



註：縦軸の単位は増加率。横軸の事務所率は人口1万人あたりの事務所数。

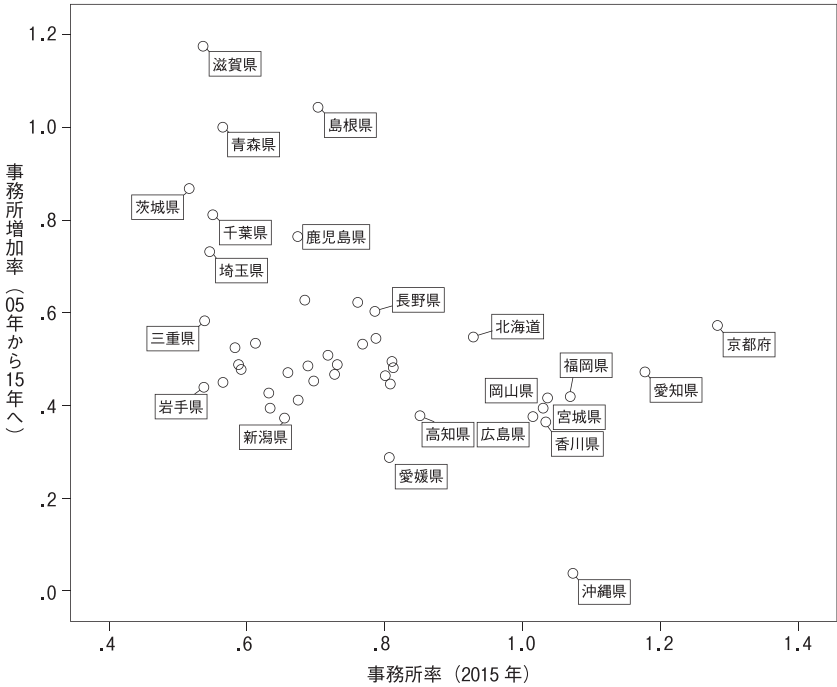
出所：〔図9〕の出所と同じ。

つき）が生じた点をどう考えるかという問題がある。沖縄を別にしても、10年間で30%増にとどまった地域と120%増の地域とがあり、その間に分散している。この差異をもたらした要因については、さらに分析する必要があるが、この地域の増加実数に天井があるように見え、それ以下の水準に収敛していることが事務所率との間に逆相関をもたらしている一因かもしれない。また、弁護士増加率と事務所増加率は正の相関関係にある。背後に共通の要因が潜んでいる可能性が高い。いずれにせよ、これらの地域の中で事務所増加率の低い地域について、司法アクセスの観点から深く研究する必要がある。

次に、この間の弁護士急増のインパクトの結果（帰結）の一端を知るために、2015年の事務所率と事務所増加率の散布図（〔図16〕）を、2005年の散布図（〔図10〕）と比較してみよう。10年間の変化の帰結がうかがえる。



[図 17] 事務所率 (2015 年) と事務所増加率の散布図 (東京, 大阪を除く)



註：縦軸の単位は増加率。横軸の事務所率は人口1万人あたりの事務所数。  
出所：[図9] の出所と同じ。

2005年の[図10]と2015年の[図16]を比べると、全都道府県の分布パターンは、沖縄の位置が左(事務所率の低いゾーン)に移動したのと、その他の地域が事務所率の高い右方向にほぼ平行移動した点以外は、基本的に同様であるように見える。

しかしながら、東京と大阪を除いて、よりミクロに見ると([図17])、次の変化が読み取れる。

第一に、2005年の[図11]と比べて、中央に集まっていた高裁所在地群(東京、大阪以外)がばらけ、なかでも、事務所率が高かった京都と愛知(特に京都)が、さらに高い右方向に移動している。大阪との距離はまだあるが、大阪の増加率が低いまま維持されると大阪と同一のクラスタを形成することになるかもしれない。

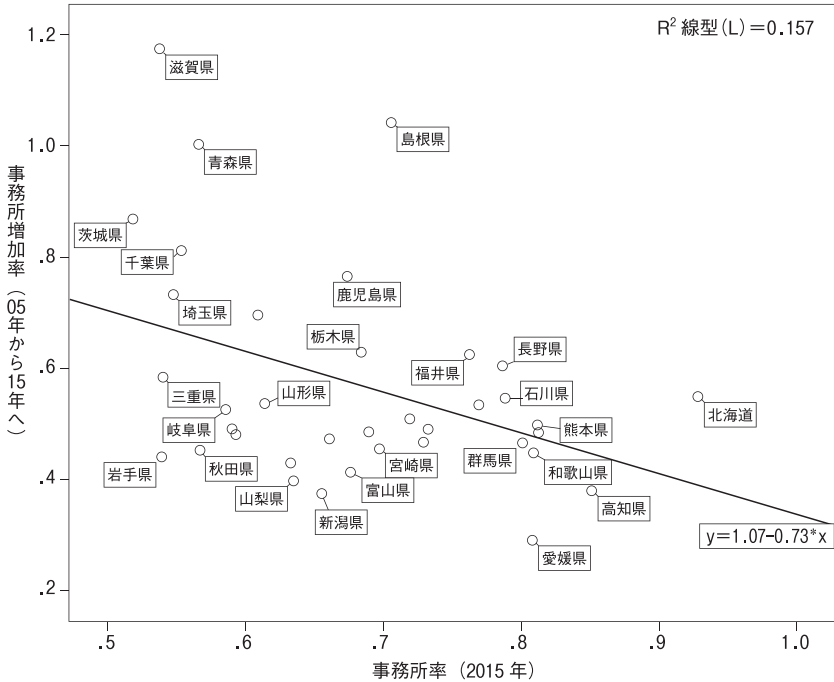
第二に、北海道が本来の第二クラスタ（高裁所在地群）に接近している。2005年には第三クラスタ（高裁不所在地群）の周辺部に位置していたが、10年間の弁護士供給増と事務所増の結果、本来の高裁所在地群に近づいたのである。高裁所在地には同様の法的需要構造があると仮定すれば、北海道では、司法試験合格者数が低い水準にあった時期には供給過小のため需要が顕在化しなかったところ、合格者増に伴い北海道にまで弁護士供給が増加した結果、想定水準に事務所率が近づいたと言えるかもしれない。

第三に、第三クラスタでは、2005年には直線に近い逆相関（右下がり）の分布（負の高い相関係数 $[-0.704]$ ）を示していたのだが（[図12]）、2015年には、かなりばらけている。それを示しているのが[図18]である。相関係数は $-0.396$ （5%水準で有意）にとどまった（2005年は $-0.704$ ）。回帰式は $Y=1.07-0.73X$ （定数項は1%水準で有意、係数は5%水準で有意）で、決定係数は $0.157$ にすぎない（2005年は $0.495$ ）。2005年と比べると、相関係数の絶対値と決定係数は大幅に低下した。

弁護士急増という新しい事態のもとで、この10年間の事務所の増加率が地域によって差が大きかった結果、2015年の事務所率の第三クラスタにおけるばらつきも大きくなったためである（[図12]と[図18]の比較）。ただし、弁護士急増は、その水準が少し低くなったとはいえ、現在なお継続しているので、この2015年の散布図が示すちらばりは過渡期のものと考えらるべきであろう。一定期間経過したあと安定したパターンが出現する可能性がある。

以上をまとめると、全体として事務所数が増加し、特に高裁不所在地全体の増加率が顕著であった。2005年の事務所率が低かった地域に事務所増加率の最高値を記録したところがあった（滋賀、島根、青森）。また、東京、大阪の事務所増加率は低かったが、その周辺地域では高い増加率を示している。このように司法アクセスの改善が全般的に見られたと言える。但し、事務所率の低いグループでは事務所増加率にばらつきがあった。2005年においては、事務所率と事務所増加率の関係でみて、比較的明瞭な3つのクラスタが存在していたが、10年間の弁護士増、事務所増を経て、第二クラスタ（高裁所在地とその周辺2地域）と第三クラスタ（北海道と高裁不所在地）は、いずれも、ちらばりが大きくなっている。過渡期であることを示唆している。第2クラスタと第3クラスタとの質的とも見える差異の分析、および、それが今後、どのように変化していくのかを追跡することが課題である。

【図 18】 事務所率 (2015 年) と事務所増加率の散布図 (第三クラスターのみ)



註：縦軸の単位は増加率。横軸の事務所率は人口1万人あたりの事務所数。  
出所：【図9】の出所と同じ。

## Ⅶ む す び

本稿で得た成果を要約し、残された課題を述べる。

2005年から2015年までの約10年をみると、弁護士急増の結果、全国の法律事務所数は、弁護士よりは少し低い増加率ではあるものの、着実に増加している。その中で、高裁不所在地の増加率が高く、特に事務所率の最も低い地域で、事務所増加率の最も高いところが現れた(滋賀、島根、青森、茨城、千葉)。事務所率が低いクラスター(人口1万人当たりの事務所数で0.6未満)では、事務所率と事務所増加率は負の相関関係にある。事務所率の低い地域ほど事務所数の伸びが大きい。

以上から、弁護士数の大幅増加のもとで、事務所分布という点でも、司法アクセスの改善が一定程度見られたと言える。

2005年の事務所率と10年間の事務所増加率とを軸に散布図を描くと、3つのクラスタが明確に現れていたが、2015年には、東京と大阪以外の、第二、第三のクラスタは、それぞれ散らばりが大きくなり、形が曖昧になっている。過渡期であることを示唆している。

残された主な研究課題は次のとおりである。

第一に、2005年以前、とりわけ1960年代以降のデータを分析し、1990年代以降の弁護士急増の事務所率への影響を、それ以前との対比で明らかにする。

第二に、2008年から司法試験合格者数を毎年約2000名に抑え、さらに、2010年代半ばから約1500人に落としたことの影響を分析する。

第三に、3つのクラスタについて、それぞれにおける事務所率の規定要因を分析するとともに、今後どのように変化していくのかを追跡して分析する。

第四に、弁護士分布と事務所分布の連関を分析する。その際、平均事務所規模などの新しい変数を導入する。

第五に、都道府県内部、市町村レベルにおける法律事務所分布の現状と変化を分析する。

これらの作業を通じて、司法アクセスを左右する基本的な変数とその特性を明らかにし、司法制度改革とりわけ法曹増員政策の成果、および、近時の司法試験合格者数絞込政策の可否を実証的に明らかにしたい。

## [文 献]

- 馬場健一（2011）「弁護士増は訴訟増をもたらすか——司法統計からの検証」『法社会学』74号163-190頁。
- （2014）「本人訴訟の規定要因——『弁護士の地域分布と本人訴訟率』再考」和田仁孝他編『法の観察——法と社会の批判的再構築に向けて』法律文化社、315-334頁。
- （2017a）「訴訟率の地域差とその規定要因について」法社会学83号173-196頁。
- （2017b）「司法制度利用率の地域研究の示唆するもの——沖縄の経験から法と社会を考える——」上石圭一・大塚浩・武藤勝宏・平山真理編『現代日本の法過

- 程——宮澤節生先生古稀記念——下巻』信山社, 45-72頁.
- 武士侯敦 (2017)「弁護士の専門化と未分化型経営戦略の市場適合性」上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理編『現代日本の法過程——宮澤節生先生古稀記念——上巻』信山社, 335-376頁.
- 濱野 亮 (2007)「弁護士のプラクティスとその変貌」法学セミナー 52巻 12号 21-26頁.
- (2012)「日本の企業法務をめぐる伝統的条件とその変容」法社会学 76号 103-115頁.
- (2018)「司法アクセスに関する論点」立教法学 98号所収.
- (近刊)「弁護士急増がもたらしているもの——弁護士の地理的分布への影響を中心に」ダニエル・H・フット／濱野亮／太田勝造編『法の経験的社会科学の確立に向けて——村山眞維先生古稀祝賀』信山社所収.
- Hamano Ryo (2007) “The Turn toward Law: The Emergence of Corporate Law Firms in Contemporary Japan,” in William P. Alford (ed.), *Raising the Bar: The Emerging Legal Profession in East Asia*, Harvard University Press, 163-200.
- 林 信行 (2017)「ひまわり基金法律事務所 (日弁連の公設事務所) の展開と意義」石田武臣・寺町東子編著『弁護士っておもしろい!』日本評論社, 216-229頁.
- 法務大臣官房人事課編 (1987)『司法試験改革を考える 基本資料集』(ジュリスト増刊) 有斐閣.
- 法務省 (2008)「平成 20 年の新司法試験の結果について」[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken\\_shinshihou\\_h20kekka01.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshihou_h20kekka01.html), 2017/12/01 アクセス), 「平成 20 年度旧司法試験第二次試験の結果について」([http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/press\\_081113-1\\_20soukatu.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/press_081113-1_20soukatu.html), 2017/12/01 アクセス).
- (2016)「平成 28 年司法試験の結果について」([http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08\\_00126.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00126.html), 2017/12/01 アクセス).
- (2017)「平成 29 年司法試験の結果について」([http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08\\_00142.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00142.html), 2017/12/01 アクセス).
- 法曹養成制度改革推進会議 (2015)「法曹養成制度改革の更なる推進について」([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso\\_kaikaku/pdf/honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso_kaikaku/pdf/honbun.pdf), 2017/11/02 アクセス).
- 井田恵子 (1991)「制度改革における法曹三者の『協同』の意義——司法改革に向けて」ジュリスト 984号 40-44頁.
- 小出 薫 (2017)「地域の人々と積極的にかかわりながら—新潟県糸魚川地域でのアウトリーチ活動」石田武臣・寺町東子編著『弁護士っておもしろい!』日本評論社, 66-79頁.

- 三ヶ月月章（1982）「『司法試験について』の座談会記事を読んで」日本法律家協会編『司法試験——その現状と課題』ぎょうせい，97-99頁。
- 宮澤節生・藤本亮・武士俣敦・神長百合子・上石圭一・石田京子・大坂恵里（2010）「法科大学院教育に期待される『法曹のマインドとスキル』に対する弁護士の意見：2008年全国弁護士調査第1報」青山法務研究論集2巻67-171頁。
- 宮澤節生・久保山力也（2011a）「弁護士界内部における業務分野の「評価」：2008年全国弁護士調査から」青山法務研究論集3巻33-82頁。
- 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2011b）「第62期弁護士第1回郵送調査の概要：記述統計の提示」青山法務研究論集4巻57-191頁。
- 宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一（2011c）「日本における弁護士の専門分化：2008年全国弁護士調査第2報」青山法務研究論集4巻193-287頁。
- 宮澤節生・武士俣敦・藤本亮・上石圭一（2012）「日本において特定分野への相対的集中度が高い弁護士の属性：2008年全国弁護士調査第3報」青山法務研究論集5巻119-233頁。
- 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2013）「第62期弁護士の教育背景，業務環境，専門分化，満足感，及び不安感：第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集6巻35-235頁。
- 宮澤節生・石田京子・藤本亮・武士俣敦・上石圭一（2014）「第62期弁護士第2回郵送調査第1報：調査の概要と記述統計」青山法務研究論集9巻67-137頁。
- （2015）「第62期弁護士第2回郵送調査第2報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集10巻39-175頁。
- （2016）「第62期弁護士の面接調査：第1報」青山法務研究論集11巻61-165頁。
- 村山眞維（1997）「弁護士活動とその社会的基盤」岩村正彦・田中成明編『岩波講座・現代の法 第5巻 現代社会と司法システム』岩波書店，129-160頁。
- 村山眞維・濱野亮（2012）『法社会学（第2版）』有斐閣。
- 日本弁護士連合会編著（2005）『弁護士白書（2005年版）』日本弁護士連合会。
- （2006）『弁護士白書 2006年版』日本弁護士連合会。
- （2007）『弁護士白書 2007年版』日本弁護士連合会。
- （2008）『弁護士白書 2008年版』日本弁護士連合会。
- （2009）『弁護士白書 2009年版』日本弁護士連合会。
- （2010）『弁護士白書 2010年版』日本弁護士連合会。
- （2011）『弁護士白書 2011年版』日本弁護士連合会。
- （2012）『弁護士白書 2012年版』日本弁護士連合会。

- (2013) 『弁護士白書 2013年版』日本弁護士連合会.
- (2014) 『弁護士白書 2014年版』日本弁護士連合会.
- (2015) 『弁護士白書 2015年版』日本弁護士連合会.
- (2016) 『弁護士白書 2016年版』日本弁護士連合会.
- 日本弁護士連合会調査室編著 (2007) 『条解弁護士法 (第4版)』弘文堂.
- 日本法律家協会編 (1982) 『司法試験——その現状と課題』ぎょうせい.
- 日本司法支援センター編著 (2017) 『法テラス白書 平成26年版』日本司法支援センター.
- Ramseyer, J. Mark (1986) “Lawyers, foreign lawyers, and lawyer-substitutes: The market for regulation in Japan,” *27 Harvard International Law Journal* 499.
- 六本佳平 (1986) 『法社会学』有斐閣.
- (2004) 『日本の法と社会』有斐閣.
- 佐藤岩夫「弁護士人口の拡大と依頼者層——世界の動向と日本」(2015) 大島和夫他編『民主主義法学と研究者の使命——広渡清吾先生古稀記念論文集』日本評論社, 559-582頁.
- 佐藤岩夫・濱野亮編 (2015) 『変動期の日本の弁護士』日本評論社.
- 司法制度改革審議会 (2001) 『意見書』(<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>, 2017/11/1 アクセス).
- 高橋 裕 (2015) 「弁護士役務の地域特性」佐藤岩夫・濱野亮編『変動期の日本の弁護士』日本評論社, 106-126頁.
- (2017) 「弁護士における統合とその弱化——綱紀・懲戒事例を手がかりに」法社会学 83号 151-172頁.
- 棚瀬孝雄 (1987a) 「弁護士の大都市集中とその機能的意義——職域拡大と社会的役割の転換」同『現代社会と弁護士』日本評論社 11-90頁 (初出は1977年).
- (1987b) 「弁護士事務所共同化の市場戦略」同『現代社会と弁護士』日本評論社, 91-118頁 (初出は1986年).